参考資料11

愛知県病床数適正化緊急支援事業実施要綱

（目的）

第１　本要綱は、令和８年４月８日医政発 0408 第４号厚生労働省医政局長通知「令和８年度（令和７年度からの繰越分）病床数適正化緊急支援事業の実施について」の別紙「病床数適正化緊急支援事業実施要綱」（以下「国実施要綱」という。）に基づき、愛知県（以下「県」という。）における本事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（申請）

第２　国実施要綱（５－１）における「当該医療機関が所在する都道府県が必要と認める書類」は一般病床・療養病床の削減については別紙様式１、精神病床の削減については別紙様式２とする。

２　この他、県は医療機関に対して申請内容が真正であるか確認するために必要な資料の提出を求めることができる。

（協議の場等についての取扱い）

第３　国実施要綱（５－２）における「医療法第 30 条の 14 第１項に規定する協議の場等（以下「協議の場等」という。）」は、一般病床・療養病床の削減については医療機関が所在する構想区域に設置された「地域医療構想推進委員会」、精神病床の削減については「愛知県地方精神保健福祉審議会」とする。

２　国実施要綱（５－２）エにおける「その他、都道府県において議論が必要と認める場合」は、以下の⑴～⑹の場合とする。

⑴　国実施要綱（３）①に規定する、特例病床等を削減する場合

⑵　国実施要綱（４）１の規定に基づき、災害等のやむを得ない事情により休床となっている病床を、休床でないとみなす場合

⑶　国実施要綱（４）３①の規定に基づき、分娩取扱や小児医療の提供に支障を来さない範囲で産科部門の病床及び小児科部門の病床を削減する場合

⑷　直近の病床機能報告における報告では休棟等となっているが、当該報告後に稼働を再開したため、稼働病床として扱う場合

⑸　公立・公的医療機関（公立病院経営強化プラン又は公的医療機関等 2025 プランを作成している医療機関）が病床を削減する場合

⑹　その他、地域の実情に応じて各基幹的保健所等が議論を必要と認める場合

（支給対象の判断）

第４　国実施要綱（５－１）における「都道府県が実施する事業として適当と認める申請」については、第３に規定する協議の場等における議論内容及び愛知県医療審議会の意見を踏まえ、知事が判断するものとする。

（その他）

第５　この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附　則

この要綱は、令和８年７月 16 日から施行し、令和８年６月 23 日から適用する。